

令和3年11月26日 市民局 防災・危機管理部

市政記者各位

# 大規模災害時の停電対策「夜の防災訓練」の実施について

福岡市では、大規模災害に伴う停電対策として、指定避難所である公民館等へ電動車両から電力供給を実施するための施設整備を進めております。

今回、大規模災害により市内で広範囲にわたる停電が発生し、夜間、指定避難所である公民館も停電してしまった状況を想定して、PHEV(プラグインハイブリッド)車両から公民館施設に電力供給を行う「夜の防災訓練」を実施します。

訓練で使用するPHEV(プラグインハイブリッド)車両は、「災害時における電動車両の支援に関する協定」を締結する三菱自動車グループに、無償貸与いただきます。

なお、夜の暗闇の中での電力供給訓練としては、本市で初めての取り組みです。 つきましては、下記のとおり実施しますので、ぜひ取材をお願いいたします。

# 1 実施日時・場所

令和3年11月29日(月) 16:50~17:50 福岡市警固公民館(福岡市中央区警固1丁目11-2)

※訓練で公民館駐車場を使用しますので、車両の乗り入れはご遠慮下さい。

# 2 協力

九州三菱自動車販売㈱、三菱自動車工業㈱

福岡市は、九州三菱自動車販売㈱及び三菱自動車工業㈱と「災害時における電動車両の支援に関する協定」(※別添のとおり)を締結することとなりました。(11月29日付)この協定により、大規模災害により市内に停電が発生した際、九州三菱自動車販売㈱が所有するPHEV車両等の無償貸与(最大10台程度)を受け、公民館等の指定避難所に車両から電力供給を行い円滑な避難所運営を行うことが可能となります。

# 3 訓練内容

- (1) PHEV (プラグインハイブリッド) 車両から公民館への給電訓練
- (2) 避難者の受け入れ訓練(受付や避難スペースでの照明などの確認)

# 4 その他

今回の訓練は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、関係者のみ(地域の 方の参加はありません)で実施します。

【問い合わせ先】

福岡市市民局防災・危機管理部 地域防災課

担当:中村、中島 TEL:092-711-4156(内線 1788)

# 災害時における電動車両の支援に関する協定書

福岡市(以下、「甲」という。)と九州三菱自動車販売株式会社(以下、「乙」という。)及び三菱自動車工業株式会社(以下、「丙」という。)とは、福岡市内において地震、風水害等の大規模災害発生時(以下、「災害時」という。)における電動車両の支援に関し、次の条項により協定を締結する。

# (趣旨)

第1条 この協定は、災害時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

## (電動車両の種類)

- 第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両は、次に掲げるものとする。
  - (1) 電気自動車
  - (2) プラグインハイブリッド車

#### (貸与の要請)

- 第3条 甲は、甲が必要とするとき、乙に対し電動車両の貸与に係る要請を行うものとする。当該要請を受けた乙は、直ちに丙と調整の上、乙が貸与することが可能な電動車両を確認し、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。ただし、福岡県への貸与数量の上限が原則10台であることから、甲に貸与する台数については福岡県との協議を要するものとする。
- 2 甲は、要請書(別記様式1号)により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電 話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により要請があったときは、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。
- 4 丙は、第3項の規定により甲が要請する電動車両の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動 車両を貸与することが困難な場合は、電動車両の確保に努めるものとする。

# (電動車両の引渡し等)

- 第4条 乙は、前条第1項の規定による要請を受け、電動車両を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡し及び使用方法の説明を行うものとする。
- 2 乙は、前項の規定により、電動車両の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により 甲に連絡し、甲に対して報告書(別記様式2号)を提出するものとする。

# (貸与期間及び使用状況)

- 第5条 電動車両の貸与期間は、電動車両の引渡し日から起算して1週間以内とする。ただし、貸 与期間を延長する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。
- 2 甲は貸与期間中、電動車両に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じ た場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。
- 3 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両の使用状況に関する情報を、乙及 び丙に提供するものとする。

### (電動車両の返却)

第6条 乙が甲に貸与した電動車両の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決 定するものとする。

#### (費用負担)

- 第7条 貸与期間中の電動車両に係る費用については、乙が負担するものとする。ただし、次の各 号に掲げる費用については、甲が負担する。
  - (1)燃料代(電気代を含む)
  - (2) タイヤ、ワイパーゴム等の消耗品代
- 2 前項第2号の費用は、貸与中の行為に起因して交換が必要となった場合、発災直前における適 正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

#### (補償)

- 第8条 貸与期間中に生じた電動車両による損害の補償については、次のとおりとする。
  - (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両に 生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合 は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

## (保険)

- 第9条 乙は、電動車両の貸与にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。
- 2 前項に規定する保険の適用に要する費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意 又は重過失により保険の適用を受けるに至った場合又は適用を受けることができなくなった場合 は、免責分も含めて甲が負担するものとする。

## (費用の支払)

第10条 甲は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は速やかに相手方に 対してこれを支払うものとする。

## (使用上の留意事項)

- 第11条 甲は、貸与を受けた電動車両を次のとおり使用するものとする。
  - (1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
  - (2) 原則として、福岡市内で使用する。
  - (3) 故障又は何らかの原因により電動車両を使用できなくなったときは、第5条第2項の規定により、乙に速やかに連絡する。

#### (連絡体制及び情報交換)

第12条 甲、乙及び丙は、この協定を円滑に遂行するために連絡体制を確立し、協定締結後速やかに連絡責任者届」(別記様式3号)を相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報 交換を行うものとする。

#### (平時の取組)

- 第13条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、 理解を醸成していくことに努めるものとする。
- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災 訓練等に参加するものとする。
- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

# (協定の破棄)

第14条 乙及び丙が、暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。) 又はこれらのものと密接な関係を有する者と判明した場合、甲はこの協定を破棄することができる。

# (協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、 定めるものとする。

# (有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和 3年 11 月 29 日

- 甲 福岡県福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市長 髙島 宗一郎
- 乙 福岡県福岡市中央区薬院三丁目2番23号 九州三菱自動車販売株式会社 代表取締役社長 城戸﨑 建二
- 丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号 三菱自動車工業株式会社 取締役 代表執行役社長兼最高経営責任者 加藤 隆雄